

風水害等に伴う臨時休園等の取り扱いについて

福岡市の定めた基準

1, 「警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）」発令時の対応

通常通り開園ですが、家庭保育のご協力や早めのお迎えをお願いします。

2, 「警戒レベル4（避難勧告・避難指示）」発令時の対応

発令区域内の保育所は**休園**です。

●開園前にレベル4が発令された場合

- ① 午前6時の時点で発令していれば休園とします。
- ② 警戒レベルが3以下になり、受け入れ態勢が整い次第開園します。

●開園中に発令された場合

- ① 直ちにお迎えをお願いします。
- ② 全ての児童が降園したら休園とします。
- ③ 警戒レベルが3以下になり、受け入れ態勢が整い次第開園します。